

農業支援サービス情報表示ガイドラインに基づく整理表 免責事項等について

第1 はじめに

農業現場における高齢化や人口減少等による労働力不足への対応として、従来から農村部で行われている収穫作業の受委託等のほか、スマート農業技術を活用したデータ分析サービス等、農作業・経営をサポートするサービスとして多様な「農業支援サービス」が登場しており、今後も様々な農業支援サービスの提供が始まることが予想されます。このため、農林水産省では、サービス提供事業者が表示すべき情報、表示することが望ましい情報等の指針として「農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン」を令和3年3月に策定しました。

この度、本ガイドラインに沿った情報表示に協力頂ける農業支援サービス事業者を募集するとともに、提出のあった情報をリスト化し、農業者等の営農に活用頂けるよう農林水産省ホームページで公開します。

第2 前提条件

農林水産省は、サービス提供事業者から提出された様式に基づき農林水産省ホームページに公開した情報について、その正確性、完全性、有用性、最新性、適切性、確実性、動作性等、その内容について保証をするものではありません。サービス提供事業者の提供する各種サービスの詳細については、サービス提供事業者までお問合せ願います。

第3 免責事項

- 1 農林水産省は、サービス提供事業者から提出された様式に基づき農林水産省ホームページに公開した情報を農業者等が利用することで発生した紛争や損害等に対し、一切の責任を負わないものとします。
- 2 サービス提供事業者が農林水産省に誤った事項又は不正確な事項を記載した様式を提出した場合、農林水産省は当該事項に従って当該サービス提供事業者を扱えば足り、そのことによって生じた損害について責任を負いません。
- 3 農林水産省は、農林水産省ホームページの公開中止によって生じるいかなる損害等についても、責任を負わないものとします。

第4 注意事項（サービス提供事業者向け）

- 1 様式の提出後に以下の事由があると判断した場合は、農林水産省ホームページへの掲載をお断りすることがあります。
 - (1) 提出された様式の全部または一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがある場合
 - (2) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）である又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- 2 農林水産省ホームページへの掲載後、サービス提供事業者において不適切な運営等が行われた場合には、ホームページへの掲載を中止（削除）する場合があります。
- 3 様式の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- 4 サービス提供事業者は、公開情報に変更があった場合には、遅滞なく農林水産省に当該変更事項を連絡し、最新の情報に保つよう努めるものとします。
- 5 様式提出後の差し替え・取り下げも可としますが、ホームページ更新の都合上、速やかな対応が困難な場合があります。
- 6 その他事項については、「農業支援サービス情報表示ガイドラインに基づく整理表 記載・掲載要領」に記載のとおりとします。

第5 農林水産省ホームページ掲載期間

令和5年3月31日までとする予定ですが、状況に応じて延長・短縮します。